

意見書

平成 24 年 3 月 19 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 たなか たかし
田中 孝司

メールアドレス

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2011年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

検証結果案	意見
	<p>はじめに</p> <p>現行の競争セーフガード制度は、公正競争確保のため、電気通信事業法及びNTT法の遵守状況を定期的に検証するスキームとして平成19年度より運用されてきました。</p> <p>これまで、公正競争上の問題として重ねて指摘してきた項目に対しては、「引き続き注視する」という結論が続き、また総務省がNTT東・西に対する行政指導により要請して受領した報告の詳細な内容の開示、その報告内容に関する継続的なチェック、検証結果への反映等のPDCAサイクルの実施はなされませんでした。そのような中、NTT西日本による接続情報の目的外利用の事案が発生したことや、NTTファイナンスを活用したグループ一括請求の施策が発表されたことに鑑みると、現行の競争セーフガード制度によって公正競争要件の有効性・適正性が確保されているとは到底言えず、これまでの本制度における検証スキームは形骸化していると言わざるを得ません。</p> <p>今後は、公正競争レビュー制度において引き続き検証が行われますが、その検証プロセスについては、これまで同様不透明なままであれば、制度としての実効性が確保されない恐れがあります。そのため、検証方法や継続的なチェック、PDCAサイクルの実行等についてガイドライン等において明確化し、検証結果についてもこれまで以上に細やかに、情報通信審議会における定期的な調査審議を行なうことが必要と考えます。また、検証の結果、問題が見られた場合は、その原因を特定し、直ちに排除する仕組みを作ることも重要であることから、包括的な検証の結果を待つことなく、速やかに見直しを行うべきと考えます。</p>
(1) 第一種指定電気通信 設備に関する検証	<p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>イ 指定の対象に関する検証</p> <p>—</p> <p>■ マンション向け屋内配線の転用ルールについて</p> <p>ユーザーの選択肢を広げ、利便の向上を図るためにも、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるよう転用ルールを整備し、事業者を選択できるようにすべきです。</p> <p>「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(平成23年12月20日)(以下、「ブロードバンド答申」と言う)に記述されている通り「NTT東日本とKDDIの間で具体的なマンションにおける相互転用協議を続けている状況」ではありますが、今後、新規に建設</p>

検証結果案		意見
		<p>するマンションやビルについては、MDF 室内に複数事業者の回線終端装置の設置スペースを確保可能とすると共に、NTT 東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化するなどの措置を講じるべきと考えます。</p>
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>■コロケ及び中継ダークファイバの利用ルールの改善について</p> <p>検証結果(案)には、ブロードバンド答申で示されたとおり、総務省において調査を行い検討するとしていますが、解消に向けた検証プロセスの明確化が必要と考えます。</p> <p>具体的には、接続委員会等の公の場において、光配線区画の適正化や、コロケ及び中継ダークのリソース枯渇解消について、以下のような内容を四半期毎に検証し、見直しが必要であれば適切な対応を行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> -情報がタイムリーに開示されているか -接続事業者は、NTT 東・西利用部門と同じタイミングで同じ情報を取得できているか
(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	<p>■二種指定設備規制の対象について</p> <p>日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、十分に競争が機能している場合には競争は市場に委ねることが原則であり、競争上の問題が生じているときに限り、必要最小限の規制を行うべきと考えます。</p> <p>今回の基準値の見直しは、現在の市場シェアの推移や競争環境の変化を踏まえ、現行制度において規制対象となっている MNO と、指定対象外である MNO とで規制水準が不相応となっている状況を改善し、公正競争環境を確保するものと理解しています。</p>
	イ 指定の対象に関する検証	
(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証	ア NTT東西に所要の措置を要請する事項	<p>■禁止行為規制に関する具体的事案について</p> <p>今年度の競争セーフガード制度における検証結果案においても、これまで当社を含む競争事業者から、公正競争上問題がある事例として、禁止行為規制の対象であるNTT東・西又はNTTドコモによるグループ内企業との連携や、非電気通信事業者であるNTTファイナンスを活用したNTTグループ連携等について重ねて指摘されていますが、「十分な論拠が得られない」等の考え方が示され、「引き続き注視する」と結論付けられています。</p> <p>このような状況の中、一昨年に発生したNTT西日本</p>
	イ 引き続き注視する事項	
	ウ その他の事項	

検証結果案	意見
	<p>における接続情報の目的外利用の事案や、本年2月2日に報道発表されたNTTファイナンスを活用したグループ一括請求の施策に鑑みると、本制度によって公正競争要件の有効性・適正性が確保されているとは到底言えず、これまでの競争セーフガード制度における検証スキームは形骸化していると言わざるを得ません。</p> <p>新たに創設された公正競争レビュー制度においても、競争セーフガード制度と同様に検証プロセスが不透明なままであれば、NTTグループによる共同営業行為等を抑止する実効性が確保されない恐れがあります。</p> <p>また、今般改定案が発表された「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（共同ガイドライン）」においても、禁止行為の具体的な事例の追加は行われておらず、実効性を確保するには至っていません。</p> <p>このため、これまで競争セーフガード制度等で挙げられた公正競争上の問題がある事例等（以下参照）を禁止行為の具体的な事例として共同ガイドラインに追加するとともに、公正競争レビュー制度においては、検証方法や継続的なチェック、PDCAサイクルの実行等についてガイドライン等において明確化し、検証結果についても、必要に応じてではなく、定期的に情報通信審議会で調査審議すべきと考えます。</p> <p>【公正競争上の問題事例】</p> <p><機能分離関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「116 窓口」におけるNTT東西の営業活動 ・NTTグループ会社間の役員等の人事異動 <p><グループドミナンス関連> -グループ一体営業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子会社とNTT東西及びNTTグループ会社の一体営業 ・ドコモショップにおけるフレッツとNTTドコモ携帯電話のセット割引 ・家電量販店におけるフレッツとOCNのセット販売 ・NTT再編成前に取得した加入者情報を活用したNTTコムによるアウトバウンド営業 ・NTT東西とNTTコムによる法人サービスの共同営業行為 <p><グループドミナンス関連> -グループ連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おまとめキャッシュバック（NTTファイナンス）」によるグループ各社の優先的取扱 ・「NTT IDログインサービス」、「NTTネット決済」等、実質的なグループ連携による排他的行為

検証結果案		意見
		<p>なお、近時提供開始または発表された以下の事案については、電気通信事業法の規定やNTT法の趣旨に反する脱法的行為であり、グループドミナンスのかくれみのとして運営されていることから、直ちに追加的に検証することを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> -NTT ファイナンスによる料金請求・回収業務の統合 -NTTコムが、NTTドコモのMVNOとして、NTT東・西のフレッツ光と組合せて提供するデータ通信サービス(OCNモバイルエントリーd) -日本通信が、NTTドコモのMVNOとして、NTT東・西のフレッツ光と組合せて提供するデータ通信サービス(b-mobile FMC for フレッツ光)

以上